

事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会開催要綱

1 趣旨

職場におけるメンタルヘルス対策検討会においては、メンタルヘルス対策を新たな枠組みで行うことが適当であるが、

- ・ メンタルヘルスに対応できる産業医の数は十分でない、
- ・ 嘱託産業医は専ら産業医の業務を行っていない状況等を踏まえると十分な対応が困難な場合もある、
- ・ 精神保健分野等様々な分野の複数の産業医を選任した場合に多くの経費を要する

等の問題が指摘され、メンタルヘルスに対応できる産業医等で構成される事業場外の組織（外部専門機関）を整備・育成し、メンタルヘルス不調者への対応等に関する産業医の職務を効率的かつ適切に実施可能とすることを検討することが必要であるとの方向で報告書がまとめられた。

また、メンタルヘルス対策、過重労働対策等の課題について、50 人未満の事業場の者については、地域産業保健センターが産業保健活動の支援を担うことになることから、これらへの対応を想定した体制等について検討する必要がある。特に、メンタル不調者に対する医師による面接については、大幅なニーズの増加が予想されることから、メンタルヘルスに関して知識を有する保健師等の活用等による業務の効率化を図る必要がある。なお、今後小規模事業場の労働者に対しても、健診結果に基づく意見聴取が促進されることにより、脳・心臓疾患のリスクを有する者（過労死予備群）に対する対応の多様化が予想されることから、保健指導を実施する人材の確保や、地域との連携による保健資源の活用により、労働者の健康の保持増進を進めることが望まれる。

このため、これらを検討するため、標記検討会を開催する。

2 検討事項

（１）産業医等で構成される事業場外組織のあり方

- ・ 産業医等で構成される事業場外組織の果たす役割について
- ・ 地域産業保健センター、都道府県産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センターとの機能分担について
- ・ 事業場外組織の満たすべき要件について

（２）メンタルヘルス不調者等への対応の重点化を想定した地域産業保健センターのあり方

- ・ 登録産業医の資質の向上について
- ・ 保健師等専門職の活用について
- ・ 地域と職域の連携による機能の強化について

3 構成

- (1) 本検討会は、学識経験者、検討項目に係る関係者をもって構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会のメンバーは、必要に応じて、追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。
ただし、個人情報、企業秘密情報を取り扱うなどの場合においては非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。

参集者名簿

今村聡 （社団法人日本医師会常任理事）

岡田邦夫（大阪ガス株式会社人事部健康開発センター統括産業医）

岸玲子 （北海道大学 環境健康科学研究教育センター長・特任教授）

河野啓子（四日市看護医療大学学長）

武田繁夫（三菱化学株式会社人事部健康支援センターグループ長）

中原俊隆（京都大学大学院医学研究科教授）

三柴丈典（近畿大学法学部准教授）

森晃爾 （産業医科大学副学長、産業医実務研修センター所長）

（五十音順）